平成 20 年度工事定期監査(第1期)の結果に基づき講じた措置等 交通局

(2) 設計 カ
本工事は、西区の学園都市駅における点字ブロック後は、既存の点字ブロックをJIS規格にり改修他工事である。 交通局では、「ひとと環境にやさしい地下鉄の推進」のため、地下鉄駅の点字誘導ブロックのJIS規格化への改修を行っている。 しかしながら、本工事において、既設点字ブロックが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(パリアフリー整備ガイドライン」(パリアフリー整備ガイドライン」(パリアフリー整備ガイドライン」(パリアフリー整備ガイドライン」の位置のままで、JIS型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(パリアフリー整備ガイドライン」のは19年7月制定)に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 現覚障害者のためのより安全なパリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。
交通局では、「ひとと環境にやさしい地下鉄の推進」のため、地下鉄駅の点字誘導ブロックの JIS 規格化への改修を行っている。 しかしながら、本工事において、既設点字ブロックが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」は19年7月制定)に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 (視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。
進」のため、地下鉄駅の点字誘導ブロックの JIS 規格化への改修を行っている。 しかしながら、本工事において、既設点字ブロックが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン一旅客施設編)平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
格化への改修を行っている。 しかしながら、本工事において、既設点字ブロックが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリーを開ガイドライン」を終されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
しかしながら、本工事において、既設点字ブロックが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準 (「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」は別事を引力に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。
クが不適切な設置状態であった一部の階段の上部分 やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型 点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロック に貼替えているなど、一定の基準 (「公共交通機関の 旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライ ン」(バリアフリー整備ガイドラインー旅客施設編) 平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、 利用者 (視覚障害者) がより安心して駅を利用する には不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。
やエレベーター前部分などについて、従前(神戸市型点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン」が客施設編)平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
点字ブロック)の位置のままで JIS 型点字ブロックに貼替えているなど,一定の基準(「公共交通機関の旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドラインー旅客施設編) 平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
に貼替えているなど、一定の基準(「公共交通機関の 旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライ ン」(バリアフリー整備ガイドライン-旅客施設編) 平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、 利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用する には不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。
旅客施設に関する移動等の円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドラインー旅客施設編) 平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、 利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用する には不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
ン」(バリアフリー整備ガイドライン-旅客施設編) 平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、 利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用する には不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
平成19年7月制定)に沿って改修されていないため、利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
利用者(視覚障害者)がより安心して駅を利用するには不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
には不親切な改修となっている。 視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
視覚障害者のためのより安全なバリアフリーを実 現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
現する目的で改修工事を行うためには、計画時に既 存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
存の設置状況等を調査・検証したうえで、設計を行 うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
うべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課)
(交通局高速鉄道部施設管理課)
[No.65 学園都市駅便所及び点字ブロック改修工事]